

TKCモニタリング情報サービスの普及に全力を注ぎます

金融機関と会員事務所の連携強化に向けて

◎株式会社TKC代表取締役社長 角 一幸

地銀信金の8割超・約400機関が対応

TKCモニタリング情報サービスの利用申込数が順調に増えており、この1月に7万件を超えました（申込社数4万社超）。現在、政府系の日本公庫と商工中金をはじめ、都市銀行、地銀・第二地銀、信金ではそれぞれ8割以上、都道府県単位の信用保証協会を含め合計400弱の金融機関が対応しています。

金融機関に信頼性の高い決算書等をデータで送信する仕組みは当社独自のサービスとして、昨年には特許も取得しました（スライド1）。



一方、昨年末に大手IT企業が、企業の会計データを金融機関に提供できるようにする、有償の「データ・プラットフォーム」を開発すると発表しました。

このように、IT化の進展によって情報をデータでやりとりすることが当たり前になりつつあります。そうした中で、TKC会員事務所の最大の強み、それは月次巡回監査に基づいて作成された信頼性の高い決算書であることを示す「三種の神器」（中小会計要領チェックリスト・税理士法33条の2に基づく書面添付・記帳適時性証明書）を、TKCモニタリング情報サービスによって金融機関に提供できるとい点です。

金融機関はこうした会員事務所の取り組みを高く評価しており、例えばTKCと提携する金融機関の融資商品は、他社と提携する金融機関の融資商品に比べ金利も融資限度額も優遇されていることから、それが分かります。

また遠藤俊英金融庁長官は「税理士をはじめとする外部専門家の方々には、地域

経済エコシステムを形成する地域企業の支援関係者として、引き続き金融機関と二人三脚で地域の活性化にご尽力頂きたい」と、金融機関と税理士の連携の重要性を『TKC会報』1月号で述べています。

TKCは、金融機関と会員事務所のさらなる連携をご支援するために、今年12月末までに「実践事務所5千件」「決算書提供24万件」を目標に、TKCモニタリング情報サービスの普及に全力で取り組んでまいります。

法改正等に完全準拠したシステム対応

次に法改正等へのTKCシステムの対応です。今年4月1日の新元号の発表（5月1日施行）に伴う対応として、TKC自計化システムは「戦略経営者メニュー21・e21まいスターメニュー」を、事務所システムは「OMS」を、それぞれ2019年4月版に更新いただくことで、新元号への対応は完了します。プログラムダウンロード開始は4月4日（木）、プロ

グラムDVD・ROMは4月12日(金)に発送いたします。

改正消費税法への対応は、6月以降、主なシステムについて軽減税率等の設定を行えるようにシステムを提供します。特に自計化システムについては設定の見直しが必要となる項目があり、例えば「仕訳辞書」「銀行信販データ受信機能の仕訳ルール」などが該当します。そのため「改正消費税対応の事前チェック」機能を搭載することで、変更が必要な設定項目をまとめて見直せるようにします。

また、消費税法改正に向けた研修として、今年4月から職員様向けの「FXシリーズの軽減税率対応と設定解説」を、また2月からFX4クラウドユーザ向けの「経理業務効率化セミナー」開催を予定しています(スライド2)。

2020年4月1日以降に開始する事業年度からは、資本金1億円以上の法人に電子申告が義務付けられます。これ

■スライド1

I TKCモニタリング情報サービス

2. 特許を取得

「システム利用開始手続きおよび認証に関する発明」に加え、「信頼性の高い財務データを金融機関が閲覧可能になる発明」についても特許査定がなされました。これで「TKCモニタリング情報サービス」全体の特許査定がなされたこととなります。

特許第6375425号
モニタリング情報サービスの利用開始
手続き及び認証の仕組みに関する発明
●登録日：2018/07/27
●公知日：2018/08/15

特許第6419378号
月次試算表提供サービス、決算書等
提供サービスの仕組みに関する発明
●登録日：2018/10/19
●公知日：2018/11/07

©TKC 2019

■スライド2

III 消費税法改正への対応

4. 研修・資料提供等のスケジュール

		2019年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
研修会					← FXシリーズの軽減税率対応と設定解説【前編】								
							← FXシリーズの軽減税率対応と設定解説【後編】						
		← 経理業務 効率化セミナー (FX4クラウド)											
							← 経理業務 効率化セミナー (FX4クラウド)						
資料等の提供		▼改正消費税法対応事前チェックリスト(ProFITでのダウンロード開始)											
		▼『TKCシステムの改正消費税対応手順書』(戦略経営者同梱)											
		▼『TKCシステムの改正消費税対応総合解説書』											
		▼『Q&A 改正消費税施行事業者のための実務対策の要点』											
		▼消費税法課税区分基準書											
		▼『事務所通信「改正消費税特集号」』											

©TKC 2019

に伴い、TKCの会計システムを利用して
いない法人でも電子申告ができるように、
TKCシステム(ASP1000R等)に他
社会計システムで作成した財務諸表を取
り込み、e・Taxの財務諸表に自動で
紐付けする機能を設けます(2020年度
システムで対応)。ただし、他社の会計
システムなのでTKCマークは表示しま
せん。
TKCは、会員事務所の業務に支障が
ないよう、法改正に完全準拠したシステ
ム対応を進めてまいります。